

なぜ緑ナンバーを取る必要があるの？

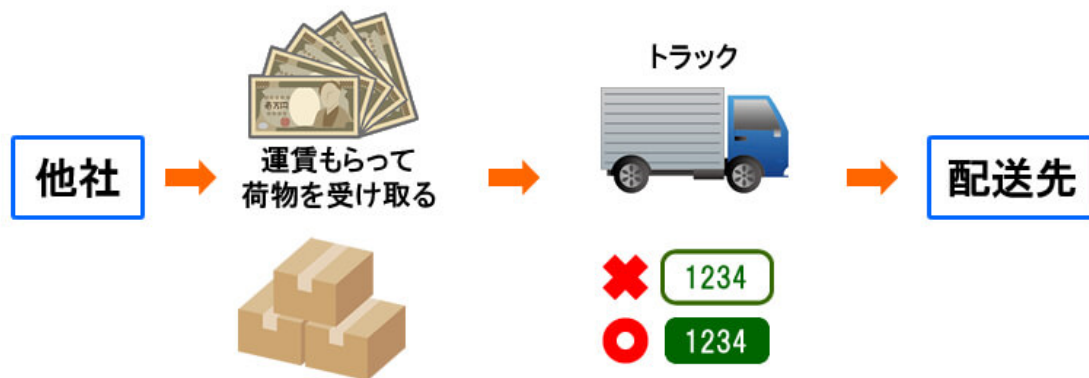
緑ナンバーは、正式名称「一般貨物自動車運送事業」と言います。

貨物自動車運送事業法という法律で以下のように定められています。

貨物自動車運送事業法第2条第2項

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業

他人のモノをお金をもらって自社トラックで運ぶには緑ナンバーが必要



荷物の運送にお金が発生するのであれば、緑ナンバーのトラックでなければ、その仕事はできません。白ナンバートラックで運賃もらっているのは、すべて違法行為となってしまいます。

白ナンバートラックで仕事をしているとどんな罰則があるの？

貨物自動車運送事業法違反となり、**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金**という大変重い罪となります。

しかも、罰金でなく懲役刑になってしまったら、懲役が終わってから2年経過するまで、営業ナンバーの新規許可を申請しようとしてもできなくなってしまいます。

白ナンバートラックに仕事を頼む荷主にはどんな罰則があるの？

荷主が白ナンバートラック運送会社に仕事を依頼しても、荷主に対して直接の罰則は規定されていません。

従って、無許可営業が国土交通省に発覚したとしても、罰せられるのは白ナンバートラック事業者だけです。

荷主企業からしたら、「だから緑ナンバー取ってください、と何回もお願いしたじゃないですか・・・」としか言えません。

ただ、荷主企業についても、「違法業者と知っていながら仕事を任せていた」という悪評は避けられず、会社へのダメージは測り知れません。

結論、白ナンバートラックで違法運送行為を続けることは、両者にとって全く良いことがないということになります。

緑ナンバーを取るための条件ってなに？

優先順位が高い順に並べると以下ようになります。

- ・ 運行管理者資格を持っている人がいること
- ・ トラックを5台準備できること（軽自動車除く）
- ・ トラック全台を格納できる車庫を確保すること
- ・ 5名以上のドライバーを確保すること
- ・ ドライバー全員が社会保険に加入すること
- ・ 2か月間分の運転資金（税金・保険は1年分。家賃・車両費は半年分）を確保する

緑ナンバー事業者になったときの大きな義務

- ・ 役員従業員全員が社会保険に加入しなければならない
- ・ 毎日、乗務前と乗務後に運行管理者による対面点呼を実施した上で、点呼記録簿に記録しておくことが必要
- ・ 毎日、日報を記録することが必要
- ・ 車庫を拡大するときは運輸支局の認可が必要（1～2か月。白ナンバーのときは警察の車庫証明が数日で下ります）
- ・ 運転者全員に初任運転者適性診断を受診させる必要がある
- ・ 法定3か月車両点検の実施
- ・ 全従業員に対して、年1回の健康診断
- ・ 運転者台帳（雇い入れ時に作成、各種診断受診時等に更新）

緑ナンバー取得のご依頼なら

制作著作：トラサポ

URL：<https://tora-sapo.jp/>

メール：suzutaka@g-support.co.jp